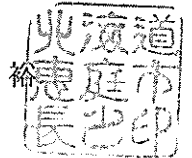


大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があったので下記のとおり縦覧します。

令和 6 年 7 月 3 日

恵庭市長 原 田



記

1. 変更内容 別紙（北海道の告示のとおり）
2. 縦覧期間 令和 6 年 7 月 3 日（水）から令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで
3. 縦覧場所 恵庭市役所 3 階 経済部商工労働課

以 上

北海道告示第 11063 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 28 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 6 月 26 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ恵庭

恵庭市黄金南 7 丁目 18 番 1 号、18 番 2 号 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一

東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉

（変更後）三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一

(4) 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 30 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 6 月 26 日（水）から令和 6 年 10 月 28 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで